

事務連絡
令和4年7月6日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

I C T建設機械の認定制度について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設生産システム全体の生産性向上を図るため、I C T等を用いた効率的な施工を目指す「i-Construction」が推進されているところですが、このような中、I C T施工の中小企業等への普及を加速させるため、標記制度に関して、別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせいたします。

標記制度は、建設機械に後付けで装着する機器を含めた必要な機能を有する建設機械を認定する制度であり、施工企業が安心してI C T建設機械を選定・導入できるメリットが期待されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

添付資料

- ・別添1 記者発表資料
- ・別添2 I C T建設機械等の認定に関する規程
- ・別添3 I C T建設機械認定制度のQ&A

国交省HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000330.html

【担当】事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

ICT建設機械等認定制度を開始します

国土交通省では、令和4年7月1日からICT建設機械及び建設機械に後付けでICT建設機械として機能させるICT装置群を認定し、これを公表することでICT施工をより普及させて建設現場の生産性向上を図るため、ICT建設機械等認定制度の申請受付を開始します。

国土交通省では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を実現させるために、ICT等を用いた効率的な施工を目指す「i-Construction」を平成28年度から推進しています。

ICT施工については、直轄工事で対象になり得る工事のうち約8割で実施されておりますが、中小建設業への普及拡大が課題となっております。

ICT建設機械等認定制度は、中小建設業の方々を含めて、施工業者の方々が安心してICT建設機械を選定・導入できるようにするため、国土交通省が一定の機能を持つ建設機械及び後付け装置を「ICT建設機械等」と認定・公表し、ICT施工をより普及させることで、建設現場の生産性向上に寄与するものです。

このたび、この認定制度の申請方法等を定めた「ICT建設機械等の認定に関する規程」を定めましたので、公表し、認定の申請受付を開始致します。

初回申請受付：令和4年7月1日（金）～7月29日（金）

初回認定以降の申請受付：随時

※概ね9月中旬に初回認定を予定しておりますが、申請数によっては遅れることも想定されます。申請受付開始当初は多数の申請が想定されるため、初回申請期間を設けておりますが、初回認定以降は随時、申請受付を行います。

申請方法：「ICT建設機械等の認定に関する規程」をご確認いただき、規定の様式にご入力の上、下記申請先にメールにてご提出下さい。また、当省ホームページ「ICT建設機械等認定制度」に様式のデータ及びQ&A集を掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

申請先：国土交通省公共事業企画調整課 施工調整係

メールアドレス：hqt-ictkenki★mlit.go.jp

※「★」を「@」（半角）に置き換えてください。

（問い合わせ先）

総合政策局 公共事業企画調整課 岡本、古川

TEL：03-5253-8111（内線24921、24923）直通03-5253-8286 FAX：03-5253-1556

ICT 建設機械等の認定に関する規程

(目的)

第1 本規程は、ICT 建設機械としての基本的な機能を有する ICT 建設機械等の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、国土交通省が推奨する i-Construction のトップランナー施策とされる「ICT の全面的活用」の具体的な実施事項として定められた「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」で規定される「ICT 建設機械による施工」（以下「ICT 建設機械による施工」という）が実施される工事で、ICT 建設機械を使用する者に対して ICT 建設機械の性能やそれが正しく発揮する方法などの情報について明示することを促し、もって i-Construction が目指す建設現場の生産性向上の実現に寄与することを目的とするものである。

(ICT 建設機械等の認定)

- 第2** 総合政策局公共事業企画調整課長は、別表1に掲げる機能を搭載する建設機械について、「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす建設機械（以下「ICT 建設機械」という。）として認定することができる。
- 2 総合政策局公共事業企画調整課長は、別表1に掲げる機能を建設機械に付与する装置群について、「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を建設機械に付与する装置群（以下「ICT 装置群」という。）として認定することができる。
- 3 認定に係る建設機械の種類は、以下のいずれかとする。
- 一 掘削・法面整形作業用機械
 - 二 敷均し作業用機械
 - 三 締固め作業用機械
 - 四 バックホウ浚渫船
 - 五 地盤改良機
 - 六 路面切削機

(認定の申請)

- 第3** ICT 建設機械又は ICT 装置群として製作、販売、賃貸借又は使用（以下「製作等」という。）をする建設機械又は装置群（以下「申請機械等」という。）について認定を受けようとする者は、総合政策局公共事業企画調整課長に、次に掲げる事項を記載した ICT 建設機械等認定申請書（様式1）を提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請機械等の名称及び型番

- 三 申請に係る建設機械の種類又は申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類
 - 四 申請機械等の呼称
 - 五 別表1に掲げる機能のうち申請機械等が搭載しているもの
 - 六 別表2に掲げる事項のうち第5の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請書に記載された機能が搭載されていることが分かる機器構成を示した仕様書又はカタログ（以下「仕様書等」という）。仕様書等で申請書に記載された機能が搭載されていることを確認出来ない場合は、申請書に記載された機能が搭載されていることを証するものとして作成した資料
 - 二 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表1に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称及びこれを製作又は販売する者の名称（様式2）
 - 三 装置群としての認定を受ける場合には、装置群が「ICT建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番について、その種類毎に全て列挙したもの（様式2）。なお、ここでいう建設機械の種類とは、第2第3項各号で列挙されているものをいう。
 - 四 第10第1項又は第2項に基づく表示を付する場合にあっては、表示位置を記載した図面
 - 五 申請者以外の申請者が許可をした者が第10第1項又は第2項に示す表示を建設機械等に付する場合は、第10第3項に示す必要な措置に関する具体的な方法を説明した資料
- 3 他者から供給を受けている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、供給者による建設機械等同一証明書（様式3）を提出しなければならない。
- 4 他者と共同で供給しようとしている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、建設機械等共同供給証明書（様式4）を提出しなければならない。
- 5 総合政策局公共事業企画調整課長は、前4項に規定するもののほか、認定に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書面の提出並びに実機による機能確認の立会い及び説明を求めることができる。

（認定の通知）

第4 総合政策局公共事業企画調整課長は、第2の規定により ICT 建設機械及び ICT 装置群（以下「認定機械等」）として認定した場合は、当該認定に係る申請者（以下「認定事

業者」という) に対し、速やかにその旨を通知する。

(認定番号等の公表)

第5 総合政策局公共事業企画調整課長は、第2の規定による認定をしたときは、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- 一 認定番号
 - 二 認定事業者の氏名又は名称
 - 三 ICT 建設機械等の名称及び型番
 - 四 ICT 建設機械等の呼称
 - 五 別表2に掲げる事項のうち申請者が公表することを求めた事項
 - 六 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表1に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称
 - 七 ICT 装置群の場合においては、ICT 装置群が「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番
- 2 公共事業企画調整課長は、第7の規定による届出があった場合において前項の公表事項に変更があったときは、その旨を公表するものとする。
- 3 公共事業企画調整課長は、第9の規定による認定の取り消しを行ったときは、当該取り消しに係る認定事業者の氏名又は名称、認定機械等の名称及び型番並びに認定番号を公表するものとする。

(認定をしない場合)

- 第6** 総合政策局公共事業企画調整課長は、第3の規定に基づく申請があった場合において、申請者が当該申請の日以前に型式認定を受けた建設機械の型式が第9の各号の規定に該当することにより型式認定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しないとき又は ICT 建設機械建設機械認定申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるときは、当該申請者の申請に係る認定をしないものとする。
- 2 総合政策局公共事業企画調整課長は、第3の規定に基づく申請があった場合において認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第7 認定事業者は、第3の規定に基づき申請した内容(住所及び法人にあっては、その代表者の氏名は除く。)に変更があったときは、その日から六十日以内に総合政策局公共事業企画調整課長に記載事項変更届出書(様式5)を用いて届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、認定機械等について、別表 1 に掲げる機能の有無に変更が生じた場合は、あらためて第 3 の規定による申請を行うものとする。

(廃止の届出)

第 8 認定事業者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した認定機械等製作等廃止届出書（様式 6）を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

- 第 9** 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- 一 不正の手段により認定を受けたとき。
 - 二 認定機械等が別表 1 の機能を搭載しなくなったとき。
 - 三 第 10 第 3 項の規定に反したとき。
 - 四 認定機械等が法令に違反している等、認定を続けることが不適切なとき。

(認定表示について)

- 第 10** 認定された ICT 建設機械には、認定機械等の見やすい箇所に、別途定める表示を付することができる。
- 2 認定された ICT 装置群には、当該装置群を構成する別表 1 の機能毎に当該機能を構成する主要機器の見やすい 1 箇所以上に、別途定める表示を付することができる。
 - 3 認定事業者は、前 2 項により表示を行う際は、善良な管理者の注意をもって、自らの申請による認定番号が付された表示が正しく付されるよう必要な措置を講じなければならない。

(認定機械等の報告)

- 第 11** 認定事業者（ICT 建設機械等を使用する者を除く。）は、次に掲げる事項（第 8 の規程に基づき届け出た認定機械等を除く。）を記載した報告書を総合政策局公共事業企画調整課長に毎年度届け出なければならない。
- 一 認定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認定機械等の認定番号、名称及び型番
 - 三 前年度において製作等をした台数
- 2 前項の報告は、前年度分を毎年 4 月 30 日までに行わなければならない

(普及の促進)

第12 総合政策局公共事業企画調整課長は、ICT 建設機械等の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 本規程は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 本規程における「ICT 建設機械による施工」は、「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」及びその改正通知によるものをいう。

別表1 認定に係る建設機械又は装置群が具備すべき機能

それぞれ次の表の左欄に掲げる建設機械の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる機能のいずれかを具備すること。

建設機械の種類	機能
第2第3項第1号、 第2号、第4号及び 第5号	イ 作業装置の位置及び角度並びに作業目標データから、作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能 ロ イに加えて、作業装置と作業目標の位置の差分に基づいて作業装置を自動制御する機能
第2第3項第3号	ハ 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」に基づくTS締固め管理又はGNSS締固め管理の機能 ニ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の第2編土工に基づく施工履歴データを用いた出来形管理を行う機能
第2第3項第6号	ホ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の第4編路面切削工に基づく施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する機能を有する施工管理の機能 ヘ 作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能

別表2 申請者が公表を求める事項

申請者の求めに応じ、第5の規定による公表の際に以下の事項について合わせて公表出来るものとする。

事項ア	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の第2編 参考資料-13 施工履歴データの精度確認試験実施手順書による着工前の精度確認に代えて、認定機械等を製作又は販売する者が示す精度確認方法の公表方法
事項イ	事項アにより申請者がその品質管理の元で保証出来る精度の確認方法

様式 1

ICT 建設機械等認定申請書

年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

ICT 建設機械等の認定に関する規程第 3 の規定に基づき、下記のとおり ICT 建設機械等の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械又は装置群の規格

規 格	名称及び型番	
	申請に係る建設機械の種類又は申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類	
	呼称 (カタログ名)	
	別表 1 に掲げる機能のうち搭載するもの	

2. 第 5 の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容

事項の別	内容
事項ア	
事項イ	

担当者連絡先
所 属：
氏 名：
電話番号：
E-mail：

- 備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。
(2) 建設機械の種類には、第 2 第 3 項各号のうち該当するものを記載し、機械損料算定表の機械名称のうち適切な名称を末尾にかっこ書きで記載。
(3) 呼称 (カタログ名) 欄には全ての呼称 (カタログ名) を記載すること。
(4) 第 5 の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項に係る内容を記載する場合、例えば HP に公表しているのであればその URL を記載するなど、公表内容を見た第三者が容易に申請者の公表する情報にアクセス出来るような記載内容とすること。

様式2

別表1の機能を構成するコンポーネントに関連する諸元表

ベースマシン又は作業装置の位置等を測位するコンポーネントの測位方式、名称及び製作又は販売する者の名称	
機能イを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	
機能イに加えることで機能ロを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	
機能ハを構成するシステムの名称及び製作又は販売する者の名称	
機能ニを構成するシステムの名称及び製作又は販売する者の名称	
機能ホを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	
機能ヘを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	
申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類、機種、名称及び型番並びに製作又は販売する者の名称	

- 備考 (1) 作業装置の位置等を測位するコンポーネントの名称として記入する内容としては、カタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、測位方式、製作等する者の名称が同一である限りにおいてそれらを総称する呼称を定めて記載してもよい。
- (2) 各機能を構成するコンポーネントとして最低限列挙する内容としては、モニタ端末等のユーザーインタフェイス、ECU等の演算装置、IMU等の作業装置の位置を計測するセンサ類、油圧バルブや油圧コントローラ等の作業装置の運動を制御する機器類のうち該当するものとする。
- (3) 各機能を構成するコンポーネントの名称として記入する内容としては、列挙したコンポーネントの細分としてカタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、列挙したコンポーネントについて製作等する者が1種類しか提供していない場合又は複数の種類を製作若しくは販売していてそのいずれを搭載したとしても核機能を満足する場合には、各コンポーネントを総称する呼称を定めて記載してよい。
- (4) コンポーネントが申請に係る建設機械又は装置群と一体不可分である場合、当該コンポーネントの製作等する者の名称に記載する者は、申請に係る建設機械又は装置群全体の品質確保に一義的な責任を有する者とし、その者とは申請者であると想定している。その場合は「自社製」と記載すればよい。一方、コンポーネント単体でも販売されている場合は、当該コンポーネントの製作等する者の名称には、当該コンポーネントの品質確保に一義的な責任を有する者の名称を記載すること。
- (5) 申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の名称及び型番としては、次のように記載することとする。まずは、第2第3項各号で列挙されている建設機械の種類にその細分として国土交通省の建設機械等損料算定表の機械名称をカッコ書きで付記する形で、申請に係る装置群において該当するものを列挙する。その際、列挙した当該細分の文頭に両かっこの番号を順番に付す。次に、この列挙した当該細分毎に、建設機械の名称及び型番として、該当するカタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、そのいずれに対して装置群を搭載したとしても各機能を満足する場合には、それらを総称する呼称を定めて記載してもよい。製作等する者の名称については、名称及び型番として記載した内容に付記すること。

様式 3

建設機械等同一証明書

年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

ICT 建設機械等の認定に関する規程第 3 の規定に基づき申請する、下記の建設機械又は装置群は弊社で製造し、申請者に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における建設機械又は装置群の名称及び型番

2. 申請者における建設機械又は装置群の名称及び型番

備考 (1) 日付は、本書面を作成した年月日とする。

様式4

建設機械等共同供給証明書

年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名)
住 所

ICT 建設機械等の認定に関する規程第3の規定に基づき申請する、下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. 共同で供給する建設機械又は装置群の名称及び型番

備考 (1)日付は、本書面を作成した年月日とする。

様式5

ICT 建設機械等認定申請書に係わる記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

ICT 建設機械等の認定に関する規程第7の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定機械等の名称及び型番

2. 認定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

担当者連絡先
所 属：
氏 名：
電話番号：
E-mail：

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2)認定機械等について、別表1に掲げる機構の有無に変更が生じた場合は、あらためて第3の規定による申請を行うものとする。

様式 6

認定機械等製作等廃止届出書

年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

ICT 建設機械等の認定に関する規程第 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定機械等の名称及び型番

2. 認定番号

3. 製作等廃止年月日

担当者連絡先
所 属：
氏 名：
電話番号：
E-mail：

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

ICT 建設機械認定制度の Q&A

※Q&A は新たなお問い合わせがあった際等に、随時更新致します。あらかじめご了承ください。

1. 制度全般について	1
2. 認定対象について	2
3. 申請方法について	3
3-1. 申請者について	3
3-2. 型番について	3
3-3. 諸元表について	4
3-4. 建設機械等同一証明書について	4
3-5. 建設機械等共同供給証明書について	5
3-6. 仕様書又はカタログについて	6
3-7. 同一型番の範囲について	6
4. 認定番号について	7
5. 認定表示について	8
6. 善良な管理について	10
7. 精度確認方法の公表について	11
8. 台数報告について	12

1. 制度全般について

Q：認定されるとどのようなメリットがありますか？

A：認定を受けることで実施方針において ICT 建設機械として扱われる対象であることが明確となります。

また、申請者が希望する場合には、申請者が担保する精度確認方法を公表することで、既存の精度確認方法に代えることを予定しています。（令和4年9月までに要領化を予定しています。）

Q：申請受付は随時行っていますか？

A：初回は多数の申請が想定されるため、期限を設けていますが、その後は随時受け付けて、初回認定以降に順次認定を行う予定です。

2. 認定対象について

Q：認定の対象には、ICT 建設機械は 3D マシンコントロール、3D マシンガイダンス以外を想定されていますか？

A：「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」において「ICT 建設機械」として扱っている建設機械を認定の対象としています。

3D マシンコントロール、3D マシンガイダンス以外としましては、TS・GNSS を用いた締固め回数管理の締固め機械等が該当します。

Q：「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」に基づく「ICT 活用工事実施要領」が定められていない工種の建設機械も認定の対象となりますか？（例えばトンネル工事用掘削機等）

A：実施方針において「ICT 建設機械」として扱っている建設機械を認定の対象としているため、実施要領が定められていない工種にのみ使用する建設機械は認定の対象としていません。今後、ICT 活用工事の対象が拡大された際には、認定の対象となるものと考えています。

3. 申請方法について

3-1. 申請者について

Q：建設機械と装置群の製作者が異なる場合はどちらからも申請するということですか？

A：ICT 建設機械としての機能を有する建設機械の認定を受ける場合には、ICT 建設機械として認定を受ければ、あえて ICT 装置群について別途認定を受ける必要はありません。逆も同様です。

Q：施工会社による自社機械の申請について、購入・改造（MC 対応）して 10 年近く経過している機械を申請することは可能でしょうか？

A：認定要件を満たしているのであれば、製作等した時期は問いませんので、申請し、認定を受けることが可能です。

Q：今回制度の申請について、販売されている機械やレンタル機械等ケースに応じて誰が申請すべきか教えてください。

A：ICT 建設機械等の申請は、原則、建設機械又は装置群の製作者又は販売者に申請いただき、認定を受けた ICT 建設機械等が市販されてユーザ等にご利用いただくことを想定しています。

ただし、建設機械の賃貸借事業者又は使用者が、個別に建設機械又は装置群等を調達して、独自に ICT 建設機械等を製作している場合には、製作者等が申請することはできないため、認定を受けたい賃貸借事業者又は使用者も申請することができる制度としています。

3-2. 型番について

Q：後付けの装置群を申請する場合は、「型番＝装置群」という認識でいいのか？また「型番＝装置群」の場合、今回の認定制度用に新たに付与する型番で問題ないでしょうか？

A：装置群 1 式の型番という認識です。また、今回の認定制度用に新たに付与する型

番で問題ありません。

3-3. 諸元表について

Q：A社製のコンポーネントと、B社製のコンポーネントは、互いに互換性が考慮された設計となっている場合に、異なるブランドの同一性能のコンポーネントを混用した場合でも申請の範囲内として認められますか？

例えば

- ・コンポーネントの入手性（納期、価格等）により、一部コンポーネントを同一性能のもう一方のブランド品を装着して納品した場合。又は一方のブランド品の補用部品を使用して修理した場合。
- ・お客様で複数の3次元ICTシステムを保有されている場合に、自社手持ちのもう一方のブランドのコンポーネントを装着した場合。

A：申請時に想定されるコンポーネントを網羅的に記載していただければ問題ありません。申請後に追加になるのであれば、変更を届け出ることで対応可能です。

3-4. 建設機械等同一証明書について

Q：「他者から供給を受けている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第1項に規定する書面に加え、供給者による建設機械等同一証明書（様式3）を提出しなければならない」と記載されています。

A社では、ミニバックホーにB社製品を購入して取付けて販売していますがこれは「他者より供給を受けている」というケースに該当するのでしょうか？

A：同一証明書は、申請者自身が申請する建設機械等の性能を担保できない場合（OEM供給等を受けている場合等を想定）、提出いただくこととしているものです。

部品として測量機を仕入れて建設機械に取り付けて、完成品がICT建設機械としての機能を満足するのであれば、一般的に完成品製作者がICT建設機械の性能を担保しているものと理解していますので、同一証明書の提出は不要です。

Q：OEM 供給される時に必要になる建設機械等同一証明書（様式 3）ですが、この様式 3 は OEM 供給する側が提出するのでしょうか？ OEM 供給を受ける側が提出するのでしょうか？

A：申請者が OEM 供給を受けているのであれば、OEM 供給をしている方に作成いただき、申請者である OEM 供給を受けている方が提出します。

Q：申請に係る装置群の内、使用者が任意で購入可能又は既に所有の測量機も、供給者による建設機械等同一証明書（様式 3）を提出しなければならないでしょうか。

A：同一証明書は、申請者自身が申請する建設機械等の性能を担保できない場合に提出いただくものです。どのような測量機にも対応しており、ICT 建設機械等としての機能を満足するのであれば、建設機械等同一証明書の提出は不要です。

3 - 5. 建設機械等共同供給証明書について

Q：同じ仕様の申請を複数の販売会社から申請することは可能でしょうか？

A：建設機械等共同供給証明書（様式 4）を添付資料に加えていただき、代表者となる会社より申請をお願いします。年度毎の台数報告は、代表者以外の共同供給者全員の台数を含めて代表者からご報告いただくことを想定していますが、個別の事情を踏まえて対応しますので、ご相談下さい。

Q：お客様が所有する TS、GNSS を利用して装置群とした場合、すべての機種について建設機械等共同供給証明書（様式 4）の提出は必要なのでしょうか？

A：建設機械等共同供給証明書は、複数者が同一の建設機械等を申請する際に提出いただくものです。どのような TS、GNSS にも対応しており、ICT 建設機械等としての機能を満足するのであれば、共同供給証明書の提出は不要です。

Q：装置群の一部に他社製品を使用する場合、建設機械共同供給証明書発行の可否はそのメーカーの判断に委ねられるのでしょうか？それとも発行を担保する第三者機関等を想定されていますか？

A：共同供給証明書の発行は、共同で供給される方々の連名で記載いただきます。第三者機関は想定していません。

3-6. 仕様書又はカタログについて

Q：「申請書に記載された機能が搭載されていることを証するものとして作成した資料」でも良いと記載してあるが、その資料とは、ホームページのコピー等でも良いのか？

A：申請書に記載された機能が搭載されていること及びその機器構成がわかる資料であればホームページのコピー等でも構いません。

3-7. 同一型番の範囲について

Q：建設機械について、同一型番としてひと括りにして申請できる範囲について教えてください

A：建設機械につきましては、別表1に示す機能別に機械の外観が大幅に異なる範囲では同一型番としてひと括りにして申請いただいて構いません。

(例)

- ・バックホウとブルドーザを同一申請できますか ⇒ 分けて申請願います
- ・フラットドラム型振動ローラとパッドフットドラム型振動ローラは同一申請できますか ⇒ 同一申請できます

Q：装置群について、同一型番としてひと括りにして申請できる範囲について教えてください

A：装置群につきましては、別表1に示す機能別にひと括りで申請いただいて構いません。機能を付与する対象とする建設機械の種類によって申請を分ける必要はありません。

4. 認定番号について

Q：認定番号は、提出した認定申請書1通に対して、1番号が付されるのでしょうか？もし、申請書1通において、複数の装置群の呼称（カタログ名）が含まれる場合、認定番号は同一となりますか？

A：1つの申請に1つの認定番号となります。複数の装置群の呼称がある場合も、同一の認定番号です。

5. 認定表示について

Q：認定された ICT 装置群の主要機器に表示を付する事が出来るとなっていますが、機器自体が小さく分かりにくい場所に取り付けされている事も多いため、該当の ICT 装置群を装着した建設機械自体に表示する事も許可いただけないでしょうか？

A：認定表示は、「認定事業者」が認定を受けた ICT 建設機械等に付すことができます。

ICT 装置群の認定事業者が ICT 装置群を取り付けた後の建設機械に認定表示を付すことは困難であるため、ICT 装置群の認定を受けた場合には、ICT 装置群に認定表示を付すこととなります。

Q：ICT 装置群を搭載した建設機械の使用者が、ICT 装置群を他の車両に搭載し直した場合、認定表示の再発行が必要でしょうか？

A：ICT 装置群の認定表示は ICT 装置群に付しているため、認定表示の再発行を行う必要はないものと考えられます。

Q：認定された ICT 装置群への表示だけではなく、建機本体に「認定 ICT 装置群『搭載』」のような表示をすることに問題はありますか？

A：認定表示に類似しておらず、第三者に誤解を招く表示でなければ、問題ありません。

Q：認定前で申請中の建設機械等へ「申請中」というステッカーを貼ることは可能ですか？

A：認定表示に類似しておらず、第三者に誤解を招く表示でなければ、問題ありません。

Q：ベースマシン本体に表示を付している認定済の ICT 建設機械において、非 ICT 施工時に別表 1 記載の機能を取り外して施工を実施しても問題ないでしょうか？

A：別表の機能を搭載しなくなった場合には ICT 建設機械として扱えないため、認

定表示を取り外してご使用下さい。

6. 善良な管理について

Q：「認定番号が付された表示が正しく付されるよう必要な措置」とは、認定表示を貼り付ける方法のマニュアル等を用意するという意味で良いのでしょうか？

A：マニュアル等をご用意された上で、それを遵守し、誤って表示を付すことがないように製造管理すること等を意味しております。

Q：既に販売済みの装置群に対して、顧客から認定表示の発行を要求された場合、申請者として、何か物品管理用の資料（製造番号等の写真など）も保管管理が必要でしょうか？

A：認定表示は、「認定事業者」が認定を受けた ICT 建設機械等に付すことができるものであって、認定事業者以外の方が付すものではありません。

このため、ご利用者から認定表示の発行を要求された場合には、認定された ICT 建設機械等と同じであることを認定事業者が確認した上で、ICT 建設機械等に認定表示を付す等の手段が想定されます。また、認定を受けた ICT 建設機械等であることを製造番号で確認した上で、適切に認定表示を付したのか写真等で残し、物品管理用の資料を作成・保管することも1つの手段であると考えます。

なお、認定事業者以外の方が認定表示を付すことを想定される場合には、規程第3第2項第4号の規定のとおり、事前に必要な手段を講じて申請時にご提出されるか、認定後に変更を届け出ていただくようお願い致します。

7. 精度確認方法の公表について

Q：精度確認方法の公表を求めず、かつ申請者独自の精度確認方法を提案・提出しない場合は、自動的に出来形管理要領の精度確認試験実施手順書の内容で精度確認を行うことになるということでしょうか？

A：申請者の責任において精度を担保できる確認方法がある場合に、その方法を公表することができるとしています。

このため、その公表を申請者が希望しておらず、施工履歴データを出来形管理に使用する場合には、従来どおり「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に示す精度確認試験実施手順書による着工前の精度確認を行っていただきます。

8. 台数報告について

Q：規程第11の年度毎の製作等した台数の報告は、認定番号別の台数ですか？1つの認定番号の中で複数の呼称がある場合に個別の台数の報告は必要ですか？

A：認定番号別の台数のみで構いません。呼称別の台数報告は不要です。

Q：規程第11の年度毎の製作等した台数の報告の様式は任意ですか？

A：一覧形式で認定番号別に台数を入力いただく様式（Excel）を予定しています。

Q：製作等した台数の報告となっているが、認定表示の発行枚数の報告になりますか？製作台数（又は販売台数）と認定表示の枚数（認定表示再発行分等）を分けて報告する形でしょうか？

A：年度毎に製作等した台数（新規に認定表示を付した台数）の報告をお願い致します。再発行分は不要です。